

日本の死刑制度について考える懇話会
(第8回)
議事録

1 日 時 2024年8月6日(火) 16時00分～18時40分

2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオA

3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行、井田 香奈子 委員、片山 徒有 委員、金高 雅仁 委員、
神津 里季生 委員、坂上 香 委員、佐藤 大介 委員、戸松 義晴 委員、中本 和洋 委員、
西村 智奈美 委員、林 眞琴 委員

(事務局)

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、船澤 弘行 事務局員

4 議 題

(1) 死刑の抑止力について

講師：森大輔・熊本大学准教授 (Zoom)

(2) 犯罪被害者遺族の処罰感情と支援の在り方について

① 講師：伸子さん (通称)

② 報告：坂上香委員

(3) 死刑の代替刑の在り方について

報告：小田清和弁護士

(4) その他

5 議 事

次のとおり。

議 事

●川村事務局長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、日本の死刑制度について考える懇話会第8回の会議をこれから開催いたします。本日のご出席ですが、岡野委員と藤本委員からは、ご欠席というご連絡を頂戴しております。それ以外の方は、この会場にてご出席いただくと承っております。まだご到着でない方もいらっしゃるかもしれませんが、いずれご到着いただくとお思います。

資料の確認ですが、本日は資料の1が枝番1と2があります。それから資料の2。資料の3は、枝番1と2があります。そして資料の4となっております。ご確認をお願いいたします。

では、ここから井田座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(1) 死刑の抑止力について

●井田座長 こんにちは。それでは、日本の死刑制度について考える懇話会第8回の会議を開始いたします。委員の皆様、また関係者の皆様には、ご多忙中のところ、また酷暑の中をご参加くださり誠にありがとうございます。

議事に入りたいと思います。お手元の議事次第をご覧くださいますと、本日は、3つの大きなテーマの検討が予定されております。もし、時間が余ったというときには、委員の間での意見交換の時間を持つことができるかもしれませんが、例によってそれは難しいかもしれません。

それでは、まず「死刑の抑止力」という重要なテーマについて、熊本大学の森大輔先生にオンラインでご講演いただきたいと思います。論題は、「日本の死刑に関する抑止効果のデータ分析の概要」というものであります。お手元に講師の先生の略歴を書いた紙も配布されていますけれども、森先生は東京大学法学部をご卒業の後、東京大学の助教をお務めになった後、熊本大法学部の准教授に就任され、現在に至っていらっしゃいます。

ご専門は、広く言えば基礎法学と言うのでしょうか、法と統計学、法と経済学、法社会学の分野で多数のご論文をお書きになっています。本日のこのテーマにつきましても、大部のご論文をお書きになっています。日本語とまた英語で発表されています。今日は、そのエッセンスを統計学の素人にも分かりやすくお話しただけのではないかと思っております。回帰分析という言葉を聞いただけで蕁麻疹が出てしまいそうな我々にも理解できるように、分かりやすくお話しただければ大変幸いです。それでは、森先生、よろしくお願いいたします。

●森准教授 よろしく申し上げます。音声は聞こえておりますでしょうか。本日は、このような会にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。熊本大学の森と申します。本日は、少し事情がありまして、熊本からZoomで参加させていただくことになりました。

それでは、早速お話しさせていただきたいと思います。画面の共有をいたします。

本日は、「日本の死刑に関する抑止効果のデータ分析の概要」というテーマでお話しさせていただきます。発表の中身は、大体3つの大きな部に分かれております。まず、先に結論めいたことから申し上げたほうが、その後の整理がしやすいかもしれませんので、最初に既存のデータ分析からどういったことが言えるかという一あるいはむしろ言えないかというほうが適切かもしれませんが一ということ、まとめさせていただきます。

日本の死刑制度の抑止効果に関するデータ分析は、数が非常に少ないです。こういった研究に

については、アメリカにおいては、数十の研究が発表されているような状態になっていますが、日本においては、過去の研究としては、私が以前論文で紹介したものが3つあり、あと、より最近に私自身の研究も含めて2つが出て、合計5つぐらいです。

その以前の研究3つというのは、1つ目は、松村先生と竹内先生という方の「死刑は犯罪を抑止するのか」という論文です。詳しい出典の情報につきましては、お配りしている配布資料のスライドの一番最後に参考文献としてまとめていますので、そちらを参考いただければと思います。

それから2つ目が、秋葉先生の『犯罪の経済学』という著書、3つ目が、これは英語になりますが、Merriman という人の 1988 年の論文、この3つが過去の研究としては主要なものになります。

興味深いことは、これらは同じような分析をしているのですが、結論は異なっていることです。松村・竹内の論文は、統計的には有意ではないという結論なのに対して、秋葉の本と Merriman の論文につきましては、統計的に有意であるという結論になっています。なお、有意とは何かということの後でもう少し詳しく説明いたします。

それから、より最近の研究としては、村松・ジョンソン・矢野という3人の方によって書かれた論文、それから私自身が英語で書いた論文がありますが、これらはいずれも死刑の抑止効果は統計的には有意ではないという結論になりました。

他に注目すべき研究として、Sakamoto らの 2003 年の英語の論文があります。これは死刑そのものではなくて、死刑に関する報道の効果を分析したのになります。結論もちょっと変わった感じで、死刑に関する報道は、抑止効果だと犯罪を減らす方向ですが、この場合は逆で、場合によっては凶悪犯罪を増やす方向に、統計的に有意な効果があるという結論に達しています。

アメリカでも減らす方向ではなくて、増やす方向にデータ分析の結果なったという研究が時々あるので、完全にイレギュラーな結論であるというわけでもありませんが、少し他の研究とは変わった結論になっているものになります。

こういった既存のデータ分析から何が言えるかということですが、既存のデータ分析からは、日本の死刑の制度の抑止効果はあるともないとも明確には言えないという結論になると思います。ちょっともどかしい感じがあって、データ分析の研究者としては申し訳ないところでもありますが、現状は、あるともないとも言えないという結論にとどまります。より多くの研究が発表されているアメリカのデータ分析を評価した本があるのですが、その本でも同じような結論に達しています。

既存のデータ分析がいろいろな問題点を抱えているために、こういった結論しか出てこないということになります。非常にたくさん問題点が実はあって、それぞれ克服できるもの、克服できないものがあるのですが、本日は、7点についてお話しさせていただきたいと思います。

大きく3つに問題点が分かれると思います。大きく分けた1番目の問題点は、分析の基本の問題で4点あります。1点目が、分析が、目標としているところとちょっと違うことをやっているのではないかということ、2点目が、抑止効果をどう人々が感じているかということ、3点目が、有意ではないという結論が多くの論文で出ているわけですが、そのこと自体の意味、4点目が、他に重要な変数があるのではないかという問題になります。

それから、大きく分けた2番目の問題としてはデータの問題がありまして、例えばデータの数が不足しているという問題や、時系列データの接続という問題や、変数の選択という問題があります。

大きく分けた3番目の問題として、その他に分析のより細かい問題点があって、それぞれ実際に分析を行う際には大きな問題です。しかし、結構テクニカルな問題になりますので、本日はこれらの問題については、省略させていただきます。最後のスライドの参考文献欄の中にある、私の2020年の日本語の論文で、これらについて説明しておりますので、この大きく分けた3番目の問題については、そちらをご参照いただければと思います。

では、まず最初の問題点として分析の基本的な問題4点について、分析自体の概要をご説明させていただく中で説明させていただきたいと思います。

まず、分析で行っていることと目標との違いということですが、既存のデータ分析で行っていることは大体共通していて、死刑になる率、簡単に死亡率と呼ばさせていただきますが、それが1増えた場合に殺人事件の発生率がどれだけ増減するのかということデータを分析しています。

この場合は、死刑制度が存在していることを前提とした議論になっているわけです。死刑制度が存在していることを前提として、死亡率が少し増えた場合に殺人事件の発生率が増えたり減ったりするかということデータを分析しているということになります。

ただ、多くの人が興味があるのは、こういうことよりもむしろ死刑制度自体が廃止された場合に、殺人事件の発生率にどう影響が生じるのか、廃止されたら殺人事件は増えるのではないかといったことだと思います。しかし、そういうことは少し別のことを分析でやっているのではないかと、という問題があると思います。

実際、もう少しどうしているか、ご説明いたします。死刑は、殺人事件に対して抑止効果を持つのかというのが、大きく見たテーマですが、もう少し分析しやすいように、分析に当たっては、「死亡率を大きくすると殺人事件の発生率が減るか」という感じに言い直して考えます。

死亡率というのは何かという問題もありますが、ここではとりあえず、その年に有罪となった者の中で、死刑を言い渡された者の占める割合とします。

死刑の抑止効果についてのデータ分析—あるいは統計分析とも呼ばれます—の研究においては、仮説「死亡率を大きくすると殺人事件の発生率が減る」ということが、本当かどうかを統計分析によって調べるということをしています。

それに当たって基本的な式として、殺人事件の発生率 = $a + b \times$ 死亡率 という簡単な式を基本として考えるということをしております。

もう少しこの式についてご説明いたします。この式を文字に置き直すと、 $Y = a + bX$ という、一次関数の形になっています。ここでXとYという変数が使われていますが、Xを説明変数、Yを被説明変数と呼びます。Yの増減をXで説明するということからこういう名前が付いています。

そして、Xに掛け算している係数bというのが、グラフでいうと直線の傾きを表していて、このスライド9頁の一番下に書いてあるような直線をイメージしていただくとよいと思います。係数bは、死亡率が1増えたときに殺人事件の発生率がいくつ増えるかということを表しているもので、この係数bが死刑の抑止効果の大きさというふうに、データ分析で我々は考えます。

そして、仮説「死亡率を大きくすると殺人事件の発生率が減る」ということが正しいとするならば、係数bの数値はマイナスになります。つまり、スライド9頁にあるような右下がりの直線になるはずですが、死亡率を大きくしていくということは、このグラフで右側に行くということですが、死亡率が大きくなっていくと殺人事件の発生率は減っていくという状態になっているので、

係数 b はマイナスになるはずですが。この係数 b の数値を求める統計分析のことを回帰分析と呼んでいます。

この回帰分析では、死刑率が1増えた場合の殺人事件の発生率の増減、つまり係数 b を求めるということを行います。この場合、仮定しているのは、死刑になる率に人々が何らかの形で反応しているということです。死刑率が大きくなると、人々がそれを感じ取って犯罪することを控えるといったことを考えているので、人々が死刑になる率を何らかの形で知覚しているということを想定しています。情報を何らかの形で得ているか、あるいは何らかの形で感じ取っているということがないと、そういうふうには減らしたりはしないであろうということです。

ただ、そこで問題になるのは、人々が実際にどういうふうにしてそれを知覚しているのかということが、不明だということです。アメリカの研究でも、この点が指摘されています。特に、日本の場合は問題があって、死刑の執行というのは、過去においては秘密裏に行われていたという事実があります。1998年までは、死刑執行の事実や人数さえ不公表でした。その後、公表されるようになったようですが、特に、過去のデータ分析で扱っているような期間においては、こういった事実さえ不公表でした。したがって、人々は、どのようにして死刑率を感じ取っているのかということについて、かなり説明が難しいということになります。

よって、過去の研究のうち松村・竹内の研究では、死刑になる率として、死刑執行の率ではなく、死刑言渡しの率を使用しています。つまり、裁判所で死刑を言い渡された人数、これは司法統計年報という裁判所が公表しているデータで公表されているので、一応人々も分かるだろうということで、死刑言渡し率を使用しています。ただ、そうはいつでも、死刑言渡し率にしろ、それを人々が知覚していると本当に想定できるのかというのは、いささか疑問があるということが言えます。

それ以上に、過去の研究のうちあとの2つの、秋葉の本や Merriman という人の論文などでは、死刑言渡し率ではなく、死刑執行率のほうを使用しているという問題もあります。

松村・竹内の論文とそれから秋葉や Merriman の論文の結論は違ったわけですが、松村・竹内の論文では、死刑の抑止効果は統計的に有意でないという結論だったのに対して、秋葉や Merriman の論文では、死刑の抑止効果は統計的に有意であるという結論になっていました。この結論の分かれ目の大きな部分は、この使っている死刑率の内容の違いにあったということ、かつての私の研究で明らかにしました。

つまり、松村・竹内の論文では、死刑言渡し率を使用していたのに対して、秋葉や Merriman では死刑執行率を使用していたのですが、このことのせいで結論が分かれたというところがありました。

死刑執行率については、人々の知覚とのつながりは、特に不明確なところがあります。それは、先ほど申し上げたように執行が日本では秘密裏に行われていたために、人々が知覚しようがなかったということがあるからです。

この知覚ということ考えた際は、報道に注目する Sakamoto らの論文が興味深い点があります。報道に着目しているため、より人々に知らせるという観点が強いので、知覚という観点からはこちらのほうが説明がしやすいかもしれません。それでもデータ分析をする際には、報道の毎年の量の増減などに着目するわけですが、人々がどの程度、そういった増減を感じ取っているかは、これについても不明だという点があるので、報道に着目すれば完全に解決する問題でもありません。

続きまして、有意ということを何度か今まで申し上げましたが、その内容を少しご説明したいと思います。回帰分析で係数 b の数値を求めた後に、統計的検定というものを行います。大雑把に言うと、調べている効果が誤差を考慮しても、なお効果があると言ってよいかということ来判断する手法です。手順としては、まず仮説を設定します。今の場合の仮説は「死刑率の係数はゼロである」です。効果がないということ仮説として置いて、データから計算される指標を基に仮説が間違っているかどうかを判断します。間違っていると判断される場合は、仮説を棄却し、反対の内容を結論として採用します。今の場合、結論は、死刑率の係数はゼロではないということになります。つまり、死刑率は殺人事件の発生率に対して抑止効果を持つということです。これが、抑止効果が統計的に有意である、ということの意味になります。

ここで3番目の問題なのですが、日本の死刑制度の抑止効果に関するデータ分析のいくつかは、抑止効果は有意ではないという結論でした。これは抑止効果がないという意味ではないということに注意する必要があります。

統計的検定では、データから計算される指標を基に、仮説が間違っているかどうかを判断しますが、間違っていると判断できない場合、結論は「仮説が正しい」ではなくて、「仮説が間違っているとは言えない」ということになります。

つまり、現状のデータでは、仮説が正しいとも間違っているとも言えないということです。したがって、今の場合、結論は仮説「死刑率の係数はゼロである」が間違っているとは言えないということです。つまり現状のデータでは、死刑率は、殺人事件の発生率に対して抑止効果を持つとも持たないとも言えないということになります。これが抑止効果は統計的に「有意ではない」ということの意味になります。

したがって、死刑の抑止効果に関する研究で、統計的に有意ではないという結論になった場合、そこで言われているのは抑止効果がないということではなくて、言えることは、持つとも持たないとも、現状のデータで言えないということだけということになります。

もう少し複雑な話もいたします。基本式に戻ると、この式には一つ問題があって、死刑率だけをこの式では考えていますが、それ以外にも殺人事件の数に影響を与える変数というのがあります。死刑率とその変数が似た動きをしている場合に、真に影響があるのは、その変数の可能性があるので、死刑率以外のそういう変数も考慮した分析が必要だと考えられています。それを行っているのがこのスライド14頁の新しい式です。実際に松村・竹内の論文で使われている式というのは、この式になります。

この式は、説明変数が2個以上ある回帰分析で、重回帰分析と呼ばれます。この式の係数 b_1 という部分が、死刑率が1増えたときに、殺人事件の発生率がいくつ増えるかということを表しています。

この式の良いところは、他の変数の値が変わらないように固定した上での死刑率の効果をこの b_1 というものが表しているということがあります。この係数 b_1 が死刑の抑止効果の大きさであると、実際のデータ分析では考えられています。

説明変数として死刑率以外にどういう変数を考慮すべきかということについては、手当たり次第ではなくて、理論に基づく説得力のある説明変数の候補が見つかると考えられています。そして、先行研究のほとんどは、経済学者ベッカーの犯罪の理論に基づいています。

ベッカーの理論では、人間が犯罪行動を選択するのは、犯罪の利益から犯罪の費用を引いたもののほうが、法に従った行動の利益から法に従った行動の費用を引いたものよりも大きい場合で

あるという、簡単な想定を置いています。この場合に、犯罪の費用というのは、捕まったときに科される刑罰の重さと捕まる確率で決まります。そして、死刑率は、この理論では捕まったときに科される刑罰の重さに該当すると考えられています。

死刑率以外にも、捕まる確率や、犯罪の利益、合法的行動の利益、合法的行動の費用というものも犯罪行動に影響を与えると考えられています。そうすると、想定できる説明変数として、捕まる確率については検挙率があります。それから、犯罪の利益が大きいほど犯行しやすいということで、貧しい人ほど犯行しやすいというところから、説明変数として実収入や、被生活保護者比率などが過去の研究では使われています。

また、合法的な行動の利益が大きく費用が小さいほど犯行は少ないということで、職を有している者のほうが犯罪をしたとき失うものが多いということから、説明変数として失業率も使われています。

ベッカーの理論以外には、若い男性には犯行が多いということで20代男性比率や、また高等教育在学中の者は犯行が少ないということで、高等教育在学者比率などを説明変数に入れることもなされています。

これを前提にしたときに、次に挙げられる問題として、そもそもベッカーの理論が適切なのかということがあります。ベッカーは、アメリカの学者なのでアメリカの社会を想定しています。例えば犯罪の利益が大きいほど、つまり貧しい人ほど犯行を犯しやすいということを想定しているわけですが、日本では強盗殺人はそういう部分があるかもしれませんが、通常の殺人でそういうふうに言ってよいのかどうかというのは、いささか疑問なところがあります。感情的に殺人を行うことがありうるといったことなどを考えた場合に、ベッカーの理論がうまく当てはまっているのかどうかという問題があると思います。

それから、重要な変数が他にもあるのではないかという問題で、例えば、他の刑罰、無期懲役刑などの変数が考えられます。アメリカでも、死刑の抑止効果というのは、他の刑罰に比べて死刑に追加的な効果があるのかということなのに、その点を考慮した研究が少ないという指摘がなされていて、日本の研究についてもその点は当てはまると思います。

したがって、現状のデータ分析では、無期懲役刑と比べて死刑にどれだけ抑止効果があるのか、そういったことも上手く分析は実はできていないという問題があります。

次に、データの数の不足の問題です。過去の研究のデータは1年に1個のデータとなっており、例えば松村・竹内の研究ではデータ数は35しかありません。秋葉の研究はデータ数27、Merrimanの研究はデータ数26ということで、いかにもデータの数は少ないという感じがします。データの数が少ないとやはりどうしても得られる結論というのは、限られてしまうという問題があります。

後続の研究はもう少しデータの数は多くなっていますが、その場合はそれら固有の問題があります。例えば、村松・ジョンソン・矢野の研究は月次データ、つまり月ごとに分けたデータを使用しているので、そうするとデータの数は多くなります。しかし、そういう細かい毎月の数の増減に人々が反応していると想定して本当によいのかどうかという問題が、この場合にはあると思います。また、私自身の研究では、過去の研究よりももう少し長期のデータを使って71のデータが得られていますが、データがこれだけ長期に渡ると次に挙げるデータの接続の問題というのが深刻になるという問題もあります。

アメリカの場合は50州あり、50州別のデータが得られるのに対して、日本の場合には都道府

県ごとに別の死刑執行がなされているといったことは想定できないので、データの数がどうしても足りないという問題があります。

それから、変数の選択という問題は、同じ変数を使用する場合でも細かい処理に研究者の選択の余地がいろいろあって、例えば殺人事件発生率と今まで呼んできたものについても、研究ごとにその内実は少しずつ違っています。例えば、松村・竹内の研究では、殺人罪と強盗殺人罪の未遂を含む認知件数を14歳以上人口で割ったものなのに対して、秋葉やMerrimanの研究では、殺人の罪の認知件数を総人口で割ったものということになっていて、強盗殺人罪を含めるのか、含めないのか、それから自殺関与及び同意殺人罪を含めるのかどうかということが違っています。

例えば、強盗殺人と殺人では動機が異なる可能性もあるので、含めないほうがよいのではないかなど、いろいろなことが考えられます。それから、割り算するに当たっても14歳以上人口で割るのか、総人口で割るのかという点で違っています。この辺りそれぞれの研究でどうしてもその処理を採用したのかという説明がなされないまま、いろいろなやり方が各研究者で採られていて、それで少しずつ結果が異なっている可能性もあるので、こういった点をどうするのかという問題も挙げられると思います。

それから、時系列データの接続という問題です。途中で測定方法が変わっていて、それ以前とそれ以後でデータをつなげて用いることに厳密には問題がある変数が存在しています。死刑のデータ分析というのは、何年か分、例えば1955年から1985年といった感じで何年か分のデータを使うという形になっていて、その途中で測定方法が変わっているデータがあるということがあります。例えば、殺人事件発生率とか検挙率で使われているデータについては、1955年以前は14歳未満の少年の触法行為が含まれますが、それ以後には含まれていないという問題があります。

それから、関連する問題として、裁判所のデータを収録している司法統計年報という冊子がありますが、1999年に司法統計年報の記載が大幅に簡略化されたということがあります。

その結果、一部のデータがそれ以後取れなくなってしまって、例えば殺人の罪で有罪になった者の内訳が分からなくなったという問題があります。つまり、殺人、殺人予備、自殺関与及び同意殺人というものが、この殺人の罪の中に入っていますが、それぞれが何人かということが分からなくなって、殺人の罪全体で何人ということしか司法統計年報に記載されなくなってしまいました。この中に死刑になる犯罪とならない犯罪が混在しているので、データ分析をするのにはかなり不便になってしまったということがあります。

なぜ、このような簡略化を行ったかということは、司法統計年報で全く説明がなされておらず不明なので、今後データ分析を新しいデータでやっていくに当たっては、非常に難しくなっていました。

最後にまとめさせていただくと、日本の死刑制度の抑止効果のデータ分析から現状言えることは、抑止効果はあるともないとも明確には言えないということのみということになります。

それは、分析に様々な問題点があるからで、分析の基本の問題を4点ほどご説明させていただいて、それからデータ自体にも問題があるということも3点ほどご説明させていただきました。あと本日はご説明できませんでしたが、他にも分析のより細かい問題点がいろいろあります。それぞれの研究で何とか各問題点を克服しようという試みはなされていますが、克服できる問題もあれば、克服できない問題もあってなかなか上手くいっていないということがあります。克服するために引き続き努力していく必要がありますが、全て克服できるかどうかということ自体も何とも言えないところがあるというのが、日本の死刑制度の抑止効果に関するデータ分析の現状と

なります。

以上が私の報告となります。ありがとうございました。

●**井田座長** 森先生、大変ありがとうございました。とても分かりやすく、いくつかの点では、目を啓かれるような思いもいたしました。委員の皆様には、お伺いしたいことがたくさんあるかと思しますので、10分余り、質疑応答の時間を取りたいと思います。よろしいでしょうか。では、どなたからでも。林委員、お願いします。

●**林委員** 森先生、ありがとうございました。2つ質問がございます。1つは、資料の7/23のところですが、おそらく日本の死刑制度の抑止力効果に対する既存データ分析というのは、死刑制度の存続が前提になっていて、ここで資料で上がっている基本式も、死刑制度の中で死刑率が増減に対してどの程度効果があるかというところだと思いますが、これは、死刑制度自体が廃止された場合に殺人事件発生率にどのような影響が生じるかということとは別の事柄の可能性があるとというふうに指摘されておりますが、日本のではなくアメリカにおいて、アメリカの先行研究のデータで死刑制度が廃止された場合の効果とか、そういったことに着目した研究があるのかないのかということが1つでございます。あるとした場合に、そこで出ている結論を例えばどこまでそのことが確からしいと言えるかどうか。あるいは、日本にその結論を持ってきた場合に、どのような限界があるのかという点について、教えていただきたいのが1つであります。

もう1つは、殺人事件の発生率という形での死刑の効果、抑止力効果についての研究なわけですが、例えばアメリカにおいて、もう少し対象を限定して、同じ殺人事件でも、例えば組織犯罪に対する死刑制度の効果、あるいはこれは死刑でなくても自由刑での厳罰化傾向の組織犯罪に対する抑止効果、そういったことに着目した先行研究があるのかないのか、あるとすればどのような内容なのか、この2点について、伺いたいと思います。

●**井田座長** 森先生、聞こえましたでしょうか。2つのご質問がありました。よろしくお願いたします。

●**森准教授** ありがとうございます。1点目のご質問は、死刑制度が廃止された場合に、殺人事件発生率がどのような影響が生じるかということと現在の分析で行われていることは別のものであるという部分に関連するもので、他の国の研究では、死刑制度が廃止された場合の影響に関連するような研究はないのかというご質問だと思います。

例えば、死刑を廃止した香港と死刑が存続しているシンガポールを比較した研究（「2つの都市—香港、シンガポールにおける死刑と殺人抑止力」ディビッド・T・ジョンソン（田鎖麻衣子訳）『孤立する日本の死刑』（現代人文社、2012年）所収）など、死刑が廃止された地域に関する研究が、いくつか出ております。いろいろな国の研究をまだ私は十分に渉猟できていないのですが、こうした研究では、死刑が廃止されたことの明確な影響は見られない、そういう結論も出ております。

その場合も、ここでつきまとうのは統計的に有意という話で、例えば死刑廃止の効果が統計的に有意でないというときに言えるのは、犯罪が明確に増えたか減ったか言えないということのみです。以上が1つ目のお答えであります。

それから、2つ目につきましては、殺人事件の発生率というものをこの場合、基本式に使っていただけてますが、もう少し対象を限定して、組織犯罪など、そういうものについて見たような研究があるのか、それから、あるとすればどういう結論であったかという、そういうご質問だと思います。

非常に鋭いご質問だと思います。日本については、こういったものが今ない状態ですが、アメリカだとおそらくあるのではないかと思います。ただ、ちょっと私の勉強不足で、具体的にどういう研究があるかといった点について、今すぐお答えすることが難しいので、後日にお答えできればと思います[後日の補足：少し古い論文ですが、Chan, J. and Oxley, D. (2004) “The Deterrent Effect of Capital Punishment: A Review of the Research Evidence.” Crime and Justice Bulletin 84, 1-24 で、主にアメリカのそれまでの死刑の抑止効果に関する研究がまとめられており、犯罪の種類としてどのようなものが検討されたかということも一覧になっています。これを見ると、やはりほとんどの研究で扱っているのは殺人で、ごく一部で例えば警察官の殺害 (police killings) などを扱ったものがある程度です。これは、アメリカでは州ごとに法律が異なり犯罪の定義や科される刑罰等も州ごとに異なるため、細かい犯罪ごとの全米を俯瞰する犯罪統計が作成しにくいことが関係していると思います]。どうもご質問ありがとうございました。

●井田座長 林委員、それでよろしいですか。はい、それでは中本委員、お願いします。

●中本委員 中本と言います。ありがとうございました。私も、林委員と同じような観点から一部質問したいのですが、やはり先生の7/23に書いてある、基本的には死刑制度が存続することを前提としたデータ処理を基本にこれは書かれていると思うのですが、やはり、死刑制度自体の犯罪抑止力を検討する場合には、具体的に死刑制度を廃止した国において、どのような殺人事件とか、死刑に相当するような事件がどのような推移をしているかということが一番効果的に判断できるのではないかと、私は考えております。この問題については、委員の方々には、もうすでに資料として提供しておりますけれども、近弁連のシンポジウムの報告書によると、これは33ページから34ページに書かれているのですが、例えばフランスとイギリスにおける死刑廃止前後の各10年間の殺人事件の発生率の推移であるとか、あるいは、死刑制度を廃止した11か国における殺人事件発生率の追跡調査、こういうものの報告書があるのですが、こういうものの具体的な数字と、それから先生が検討されている死刑存置国におけるいろいろな統計的な処理と関連性が全くないのか、あるいはそういう関連性を何かで関連付けて検討することが可能性があるのかどうか。この点が私の1つの質問です。

もう1つは、ドイツにおいても統計的調査で犯罪の抑止力についてのかかなり詳細な報告書があると前回のドイツ大使の報告の中でも触れられていました。そういうようなドイツにおける統計的な調査について、先生のほうで何か知見がおありであれば教えていただきたいと思います。以上です。

●森准教授 どうもご質問ありがとうございました。1点目につきましては、フランスやイギリスで死刑を廃止した前後でどのように犯罪の発生の件数などの推移が変わったかというデータが取られているということで、それと既存の日本の研究に何か関連性は付けられるのかというご質問だと思います。

まず、そういう死刑を廃止した前後のデータというものについて、それは非常に参考になると思います。死刑を廃止するかどうかという議論をする場合に、やはり素直なのは、廃止した場合にどうなるかという議論の立て方をすることだと思います。もちろん日本で廃止したらどうなるかということは、まだ廃止されてないので、それ自体を検討するのはなかなか難しいわけですが、他国を参考にそういう議論をするということは、必要なことではないかと思います。

その場合に、他国のデータなので社会の状況が各国で違ったりするため、どこまで日本に適用できるかという問題はもちろんあると思います。他方で今回ご紹介した日本の分析については、

日本の社会について日本のデータを使って直接扱っているという点では強みがあると思うので、両方を参照することでより説得力のある議論ができるのではないかとというのが、1つ目のお答えになります。

2つ目についてですが、ドイツのデータについては、私は現段階では未だ詳しく見られていないので、私のほうからドイツの分析について、何か申し上げることはちょっと難しいです[後日の補足：先に挙げました Chan and Oxley (2004)や、死刑の抑止効果についてこれまで行われた研究をまとめた他のいくつかの論文を見ても、フランスやドイツに関するものは現状ではほとんどないようです]。申し訳ありません。

●井田座長 よろしいですか。他にお二人ほど、手が挙がっています。神津委員、どうぞお願いいたします。

●神津委員 神津と申します。今日はありがとうございました。資料の4ページの下のほうなんですけれども、その他の注目すべき研究というところに説明が2つあって、下のほうの死刑に関する報道は、「場合によっては凶悪犯罪を増やす統計的に有意な効果」という説明があるんですけども、抑止効果の逆ということなんだろうと思うんですけども、それはどうしてかという分析がもしあれば教えていただきたい。また、その表現の中に「場合によっては」という言葉が入っていますので、そことの関連含めて教えていただきたいと思います。以上です。

●森准教授 ありがとうございます。スライド4頁の Sakamoto 先生という方たちの分析に関するご質問だと思います。これについては、どういう経路でこの犯罪を増やす方向に行くのかというところまでは、このデータ分析からはちょっと分からない点はあると思います[後日の補足：Sakamoto らの論文では、「刑罰としての死刑の使用することは、生命を尊重する人々の気持ちを減退させ、その結果殺人の発生を増加させる」といった説明をしています]。

ただ、1つ言えそうなのは、そういう報道がなされると社会に不安が生じる、つまり犯罪が多くなっているといったことを人々が感じて、じゃあ犯罪を行ってもよいんだとか、そういうふうになんとか人々が感じ取って増えているとか、そういうことが考えられるかもしれません。しかし、この点についても人々が死刑について、どういうふうに知覚しているのかということと同じように、どういう経路で増えるということになっているのかというのは、まだ説明がうまくそこまではできていないと思います。

それから、ここで「場合によっては」というように書かせていただいているのは、Sakamoto らの分析で、どれぐらい毎月死刑に関する報道を扱っているのかということとか、そのうちで写真付きで扱っている報道はどれぐらいかとか、そういうふうになんとかのデータで分析を行って、有意になるものもあれば有意にならないものもあったという、そういうことを表しています。以上がお答えになります。

●井田座長 この研究は知らないのですが、犯罪学の分野では、犯罪の原因として「模倣」ということをよく言います。真似ですよね。一定の社会現象、例えば有名人が自殺すると、一般の人が後追い自殺するということが起こります。同じことが犯罪現象にも言えるとされます。模倣の効果が働いて、何か目立った犯罪が行われると、それを模倣して類似の犯罪が行われるということです。もしかするとそういうことが、ここで考えられているのかもしれない。井田委員、お願いいたします。

●井田香奈子委員 森先生ありがとうございました。私の質問も今の神津委員と重なる項目のところなんですけれども、森先生、口頭でのご説明で、アメリカでもたまたま増やす方向の結論が出

ることもある、というお話をされましたけれども、これは死刑に関する報道の効果分析に関してということなのでしょう。それとも一般的に実証研究をするときに、死刑が存在することが、そもそも死刑に繋がる犯罪を増やす効果があるという、そういう意味だったのでしょうか。

●森准教授 ありがとうございます。アメリカに関して申し上げたのは、報道の効果の分析というよりも、死刑執行が犯罪を増やすといったものです。報道ではなく死刑そのもの、すなわち死刑率を増やすと殺人事件発生率が減るか増えるかという研究について、日本の研究では、殺人を増やす方向になった研究はないのですが、アメリカについては、殺人が増える方向に統計的に有意であるという結果になった研究もあって、それについては brutalization effect（日本語では狂暴化効果や残虐化効果と訳されます）という名前で呼ばれたりします。そういったデータ分析が、数は少ないのですが、いくつかあるという、そういう意味で申し上げました。どうもご質問ありがとうございます。

●井田香奈子委員 ありがとうございます。

●井田座長 他にございませんか。金高委員、どうぞ。

●金高委員 すみません。金高と言いますけれど、今の議論になっている点について確認なのですが、死刑に関する報道が社会不安を生じさせたり、模倣犯を生む可能性があるというお考えなののでしょうか。死刑になるような凶悪犯罪の報道、つまり死刑になりましたという報道ではなくて、こんな事件が起きましたという犯罪の報道が社会不安とか、模倣犯を助長する可能性があるというのは理解できるのですが、死刑に関する報道がというのは、ちょっと理解に苦しいところなのですが、その辺りはどうなのでしょう。

●森准教授 どうもご指摘ありがとうございます。Sakamoto らのデータ分析でやっているのは、死刑に関する報道の効果になります。したがって、確かにおっしゃるように死刑に関する報道が凶悪犯罪を増やす方向に統計的に有意な効果というのが、どういうふうに説明ができるのかということについて、犯罪そのものに関する報道なら模倣が起りやすいけれども、死刑に関する報道でそうなるのかどうかというのは、なかなか言えないのではないかとするのは、それはそのとおりであるかもしれません。

したがって、これをどういうふうに説明するのかというのは、なかなか難しいところです。あくまでこのデータ分析から直接言えるのは、こうなったということだけで、これが一体どういう経路でもたらされているのかということについては、この結果から推測するしかなくて、もしも経路について解明しようという場合は、何か別のデータ分析なり何なりをする必要があると思います。どうもご指摘ありがとうございます。

●井田座長 ありがとうございます。それでは、時間もまいりましたので質疑応答はこのぐらいにしたいと思います。森先生には、大変明解なお話をして下さり、私ども頭が整理された思いしております。お忙しい中、誠にありがとうございました。

●森准教授 こちらこそどうもありがとうございました。

（2）犯罪被害者遺族の処罰感情と支援の在り方について

① 講師：伸子さん（通称）

●井田座長 それでは次に、今日の2つ目のテーマ、「犯罪被害者遺族の処罰感情と支援の在り方」という、これまた大きなテーマについて、お二人からお話を伺います。まず、伸子さんと呼び

してよろしいでしょうか、2021年に大阪で起こった放火殺人事件でご親族を失われた被害者遺族でいらっしゃいます伸子さんから、20分ほどでよろしいでしょうか、お話を伺いたと思います。よろしく願いいたします。

●伸子さん 皆様、こんにちは。伸子です。私は、2021年12月の17日に起きた大阪の北新地心療内科の放火事件にて、院長でありました兄の西澤弘太郎を失いました。死者が26名、容疑者も亡くなっています。27名が亡くなった事件です。容疑者は、以前から通院していた患者でした。容疑者は、2011年に元妻の家で長男を殺害しようとして逮捕、懲役4年の実刑判決を受けていました。出所後、持ち家があったために生活保護が認められず、また前科もあったため仕事が見つからないとも言われていたそうです。容疑者も死亡し、裁判も行われません。私が他のご遺族に会うこともありません。これがこの事件の概要です。

あんなに大きな事件に、自分が関わることになるなんて思ってもいませんでしたし、実は今でも夢だったのではないかと思っています。当たり前の日常が当たり前でなくなったり、そんなことを震災を経験なさった方がおっしゃっていたのを昔読んだことがあったんですが、まさに私はこの言葉をひしひしと感じる立場に、ある日突然なりました。

あの日、私は、子どもの懇談会があったので、お昼ご飯を食べようと市内のレストランに入りました。その時に注文して席に着いたら、携帯にニュースが流れてきました。確か西梅田で火災が発生、そんな感じだったと思います。でも、それはあまり気にしなくて、流していたんですけど、また別のニュースが下りてきて、西梅田の心療内科火災、その時に初めて胸騒ぎがしました。その記事に書かれている所在と私が兄のホームページを調べて所在が一緒かどうかを確認して、合っていたので、どうしようと本当に焦ったんですが、まず、義理の姉に連絡したら、義理の姉はもう現場に向かっているということでした。私も注文していたご飯を食べずに、子どもと一緒に現場に向かいました。

その時タクシーに乗ったんですけども、タクシーのラジオから西梅田で今大きな火災が発生していて、救急車両で大変渋滞している。そんなことが流れていたと思います。私は、もうタクシーの人に、何かさがるような思いで、私ここに今向かおうとしているんですよと、本当に言いたかったんですけど、それも言わずに現場に行きました。

たくさんの規制線が張られている中で通していただいて、義理の姉が警察の人と話していて、丁度その日の朝に兄からの電話で、非常階段のところの入口のところにガムテープで目張りがあった。そんなことを言っていました。その時に、すぐ対応をして警察を呼んでいたら、もしかしたらそんなこと起きなかったのかな、でもきっと日を変えてやっただろうなど、そんなふうに冷静に思っていました。

その後ずっと兄がどこの病院に行ったのか、すごく知りたくて、そこにいるいろいろな人に聞いたんですけど、どなたも分からないということで、仕方がないので、皆家にいったん帰ろうと言って帰りました。

でも、ネットニュースでは、どんどんいろいろな情報が流れてきています。でも家族は何も知らない。何かこの報道というものの不思議な流れを初めて知ったような気がしました。ちょうど帰った時、夕方のニュースでも、関西の地元のニュースなので、ずっと火災のニュースばかりしていました。男性何名、女性何名がどこどこ病院に搬送されている。そんな情報も流れていて、でも私の兄はどこにいるんだろうとずっとテレビを見ていました。

その日の夜の10時に、ちょうど母から電話がかかってきて、お兄ちゃん亡くなりました、そう

いうふうに言われました。大人だけで兄に会いに行こうと思って、みんなで1台に乗って、車で警察署に向かいました。誰も泣き言も言わなかったですし、何か淡々としていたように思います。

私は、その時に、何かずっと兄妹っているものだと思っていたし、突然いなくなってしまうと、自分の息子を亡くした両親を支えるのは私だけだと思って、絶対にしっかりしようと思って、泣かないでおこう、そういうふうに決めました。

その後、兄に直面して、何か本当にきれいな安置所みたいなどころにいるんだと思っていたんですけど、普通の何か駐車場の奥に安置所があって、その棚があってその中から兄が出てきて、袋の中に入っていたんですよね。父が、その兄に直面して、「よう頑張ったな」って言っていました。結局、それは日を越えて夜中の3時ぐらいに皆自宅に帰ったと思います。

あの日、あんなことがあって、私の人生も本当に大きく変わったと思っています。ちょうど年を越して1月ぐらいに、カルテを出さないといけないということで、警察が現場を調べるのも終わっていたので、父と私とあと業者の方で向かいました。

今思うと、よくあんなところに入ったなと思うぐらいすごい現場でした。4階だったんですけど、その階段もなぜかボロボロになっていたし、電気がもう通ってなかったのも真っ暗闇だったんですね。父と私は、懐中電灯を持って行ったんですけど、業者の方がまさかそんな真っ暗闇だと思っていたみたいで、電気を持って来なかったから、私が懐中電灯を貸したんですね。だから、私は携帯の明かりだけで中に入って行きました。

受付のところの壁も床もソファも全部真っ黒焦げになっていました。きっとここで容疑者が、紙袋を置いてガソリンに火をつけた所なんだろうなという所も見ました。そのレジがあったんですけど、レジの機械はもうドロドロに溶けていました。

でも、その奥の部屋、リワークとかが行われていた部屋や一番奥の院長室は、全く黒くもなっていなかったですし、天井からはいろいろなものがぶら下がってはいましたけれども、なんか何もなかったようなぐらいきれいな状態でした。

ただ、院長室のところにはたぶんたくさんの方が逃げ込んで、そこに重なるように倒れていたということは聞いています。父は、一生懸命、何か持って帰れるものを探していました。私もふと壁に掛かっている時計を見た時に、10時10分で時計が止まっていた。おそらくそのぐらいの時に火災があったんじゃないかなと思っています。

その2日後ぐらいからだと思います。容疑者の写真、家、そういったものがテレビで放送され出しました。以前、京都アニメーションの容疑者のテレビを見た時に、この人があんな大きなことをやったんだと、すごく腹立たしかったですし、遺族の人の様子も見たことがあったので、本当にいろんな感情が沸き起こったんですが、私がこの北新地の放火事件の容疑者を見た時には、実は何の感情も沸き起らなかったんです。「ああ、この人なんや、そうなんや」そんなぐらいにしか思わなかったです。

後日、私が婦人科検診で担当していただいている女の先生がいて、その先生にその話をしたら、きっと「解離」という状態じゃないかな、そんなふうにおっしゃっていました。別に、日常に支障がないので、カウンセリングは受けてはいません。私は、事件の後から、本当にたくさんの方に会わせていただき、そしてその出会いから多くのことを学ぶ、そして活動を広げていきました。

事件から毎日のようにネットニュースが流れていました。コメント欄に、患者さんが、「元患者です。明日からどうやって生きていけば良いか分かりません。」「良い先生でした」とか、兄のこ

とを良いように言うてくださる方もたくさんいらっしゃったんですけど、でも困っているという人がたくさんいたんですね。私は、それを毎日、毎朝見ました。全部読みました。

私は、このコメントに返事をして何かできることないですかと、そんなふうに言うてみようかと思ったこともあったんですけど、何か大変なことになるかなと思って控えていたんですが、ある時、福祉事業を行っている障がい者ドットコムさんが、利用者のお一人の方が事件でお亡くなりになったので、オンラインサロンを開催するというネットニュースを見て、すぐにご連絡させていただいて、何かお手伝いさせてもらえませんかということをお伝えしました。

月2回ほどですが、オンラインサロンが開催されて、時々そちらにも参加して、今、リアル交流会という形でも、元患者さんと数名ですけども、お会いして交流を続けています。

ただ、精神的にご病気をお持ちの方であったり、障害を持っていらっしゃる方が大半ですので、そんな方を目の前にして何も言えることがないんですね。ただ、聞くだけで、何か自分の発する言葉で傷つけてしまうのではないかと考えて言えなかったのですが、ある時、公認心理士の土田先生という方にお会いすることができました。もともと兄もその先生の下で医療講座を受けていたということがありました。そこで私も先生の下でカウンセリングの基礎講座を学び、傾聴することの大切さを学びました。

今は、土田先生と共に月に1度、居場所づくりとしてナチュラルカフェというものを兵庫県で行っています。カウンセリングではないのですが、他愛もない話をしませんかということで、気軽に来ていただけるような居場所づくりをしています。

その後、傾聴ということを学びましたので、レンタルスペースを借りて、心の整理として、人のお話をお伺いする活動を始めました。その後、人の心に寄り添うということが、仏教に通ずると思って私はお寺に通いました。12月には得度し、今年の2月からですが、僧侶資格を取ろうと思って修行を開始しています。

僧侶となったほうが、何か資格を持っていて人は話してくれるかなと、ちょっと安易に思ったというのもあるのですが、何かそういうふうな肩書があったほうが、寄り添いやすいのかなというふうにも思いました。

また、2023年の9月には、京都アニメーションの事件の裁判の傍聴にも行きました。そこで感じたのは、ご遺族の数が本当に多かったということです。傍聴席のほうにまでご遺族の方が座られていました。何かその人数を実際見た時に圧倒されましたし、この事件の大きさをすごく感じました。

ご遺族の方が容疑者に、このことをする時に家族がいるということを考えましたか。子どもがいたということを考えましたか。その質問に、私は兄の子どものことを思い出して、涙が止まりませんでした。

でも、私は他の遺族に会うことはできませんので、何か傍聴して、目の前でご遺族の方を見て、この事件というものをすごく感じたような気がしました。あの時、記者の方に聞かれました。ガソリンを使ったという点で、京都アニメーションの事件も北新地の事件も似ていますが、何をすれば防止できたと思いますか。正直、そんなこと分かるわけもないし、考えたこともなかったですけども、私が考えた答えは、再犯を防止できていたら、起きなかったのかなというふうに思いました。

そこで、私は何ができるのかを考えて、加害者支援をしよう、そういうふうに思いました。2024年の2月に、精神疾患や障害、依存症、出所してきた方の生き直しの施設であるワンネス財団に

ご連絡して、利用者さんのお話を聞かせてほしいとお願いしました。今、月に2回ほど訪問させていただいて対話を行っています。

2024年の2月に、共同通信のネット記事で立命館大学の法学部教授の森久智江先生の京都アニメーションの青葉被告に対する再犯防止支援について拝読しました。その時、ワンネス財団に行き始めるところだったので、再犯防止策について、全く知識を持っていませんでしたので、先生のおっしゃることに大変興味があって、記者の方をお願いしてお会いして直接お話を伺わせていただくことができました。

難しいことは分かりませんが、私にできることがあればとお話しして、今年の9月にメルボルン大学の犯罪学専攻の院生の方がサマースクールとして来日なさる際に、被害者遺族としての今の活動について、お話しすることになっています。

また、今年の6月には、ワンネス財団の顧問をなさっています元札幌矯正管区長で福山大学教授の中島学先生とお話しする機会がありました。私の活動範囲を今後、刑務所の受刑者の方々の対話を考えておりますので、その道筋にお力をお貸しくださることになりました。

また、今年の6月末からNPO法人大阪府被害者支援アドボカシーセンターの被害者支援委員養成講座を受講し、今後は被害者支援のほうにも参加していく予定です。

私は、この加害者支援、被害者支援養成講座、また、いろいろな方々のお話を聞いて感じましたのは、全員ではありませんが、加害者もまた被害者であったのではないかということです。幼少期のネグレクト、虐待、性被害、家庭という見えない場所においての問題があって、大人になって加害者になってしまう方がいるんじゃないかということです。

また、その人の親も、またその親にされた被害者であり、負の連鎖が続いているように思いました。加害者を擁護するつもりではなくて、そのような事実であることを見逃して加害者支援はできないと思いました。

私は、周囲で引きこもりの子どもたちに居場所づくりをする人や産後鬱にならないようにヨガを通してケアをする人、本当に悩んでいる人のために遅い時間帯までカウンセリングを行っている人、皆がそれぞれにできることをしています。

ただ、そこにたどり着けていない人がいて、その人たちとの橋渡しをしていただけるのが行政でないかと思います。以前、友人に活動を広げるためにリーフレットを役所に置いてもらったと提案した時に、そういう個別なものは置けないんだよと、そういうふうに言っていました。行政機関は、ルールだから、規則だからと切ってしまいますけれども、これは無理だけれども、民間のここなら悩みが解決するかもしれませんと選択して、選択肢として民間の施設に回すことは、どんどんできたら良いなと思います。

今回、死刑について考える会に呼んでいただき、死刑についての私の考えとしては、善い行いをしたら善いことが、悪いことをしたら悪いことが返ってくるという考えではあります。ただ、死刑制度が良いのか悪いのかを検討する必要もあると思うのですが、それだけではなく、私がお伝えしたいのは、死刑になるような人が生まれない社会を、そんな社会はどんな社会なのか。そして、それは一部の人だけが考えるのではなくて、社会全体の皆が考えるべきことだと思っています。

そのような社会を作るために、一人ひとりが何ができるのかを考えて、それは大きなことでもなくても良いと思っています。主婦の方でも、お母さんが明るいことで子どもだって明るくなります。それは、お母さんにとって家庭を安全で安心な場所を作ることが、その方のできることの一

つだと思います。

会社をやっている方であれば、従業員の人が働きやすい環境を整え、また社会にも貢献することができることの一つでしょう。社会のために、誰かのために何かをしようと思えば、実はその人自身が、ある程度満たされていないといけないということも学びました。満たされるためには、自分を見つめて、自己を労り、大切にすること。とても当たり前のことかもしれないですが、とてもできていない方が多いのではないかと思います。

これが、自分の力で無理であれば、他の人の手を借りて支え助けてもらえるような、そういうふうにしたら良いと思います。一人一人がこのことについて考えて、誰にとっても生きやすい社会を意識していくこと、どんな立場の人も誰かの支えとなって、また、誰かに支えられていくということ。これが普通の話になった時に、被害者や加害者というものが生まれにくくなるのではないかと思います。

こんな温かな循環が当たり前のようになるように、私はこのことを話していきたいですし、また、そのために自分のできる活動は微力かもしれませんが、続けていこうと思います。

●井田座長 ありがとうございます。思い出だけでもお辛いことについて、しかもこうして多くの人の前でお話くださるのは、大変心へ負荷のかかることであつたのではないかと思います。非常に貴重なお話を伺わせてくださり、誠にありがとうございました。

伸子さんは、ご質問あれば喜んでお答えしたいということですので、是非、ご質問ください。片山委員、どうぞお願いいたします。

●片山委員 貴重なお話ありがとうございました。実は、私もずいぶん前に交通事故で息子を失って、いろいろ考えて今は矯正施設で被害者の視点を取り入れた教育という枠で教えさせていただいております。お名前が出た中島先生とも交流がありまして、赤城少年院、それから矯正研修所でお世話になりました。非常に、素晴らしいお話で、私自身なかなか同じような価値観の被害経験者の方と出会うことが少ないものですから、とても勇気づけられた思いでございます。

是非、今後ともそのような活動を広げていっていただいて、多くの被害者を出さない社会にしていきたいと思いますと思っております。今日は、ありがとうございました。

●井田座長 他にございますか。坂上委員、お願いいたします。

●坂上委員 お話しありがとうございました。いろいろな段階で、いろいろなケアとか何らかのサポートがあると、たぶん被害者、遺族の方たちは、その後生きていく大変さが少しでも和らぐかなと思うんですけども、まず事件が起こった直後と今もう3年ぐらい経ちますよね。何か、どういう段階でこういうことがあつたら良かったかなというご意見ありますでしょうか。

●伸子さん そうですね、前回の懇話会を拝聴させてもらった時に、被害者支援が全然足りてないというご意見をおっしゃっていた方がいて、私はあまりそこを感じたことがなくて、むしろ助けを求めるといふよりも、自分で考えて何がやれるんだろうということを常に考えてきたので、何かに頼るといふことをせずに今まで来たように思っています。

ただ、人によっては、やはりカウンセリングであつたりという支援が必要だと思いますが、カウンセリングを受けるかどうか、日本は自由なんですよ。もし希望があればカウンセリングを受けてくださいというような感じで、アドボカシーでも言われるんですけども、海外では確かたぶん皆さん確実にカウンセリングを受けるようなシステムになっていると聞いたことがあつて、そういった点で心のケアは、もしかしたら遅れているのではないかなというところがあります。

なかなか、やはり頼みにくいというところはあると思うんですよ。ですので、相手からする

と、今こんな時に声を掛けるのはちょっと良くないのかな、そっとしたほうが良いのかなというお気持ちもあると思うんですけども、やはり少し声を掛けていただけるほうが、話しやすいのではないかなとは思っています。

●**坂上委員** 加害者の支援が必要だということにお気づきになったって、それはすごいことだなと思うんですが、そこに被害者遺族である伸子さんが参加するということになって、周りの反応とかというのはどうでしょう。

●**伸子さん** そうですね。これはもう本当に後付けとかいうか、後になって自分で分かってきたことですけど、私は被疑者遺族ではあるのですが、被害者遺族というものを選ばなかったんです。そこは、実は選択ができると私は思っていて、それを被害者支援で今後私は伝えていきたいなと思って。

●**坂上委員** それをもう少し分かりやすく。

●**伸子さん** 事実なんですよ、被害者遺族という部分で、当たり前なんですけれども、でも私は被害者遺族でいたくなかったというところがたぶんあったんだと思います。

それは、例えばそういう事件があったということ、周りの近所の方はご存じだと思うんです。そういう時に、母と笑っていたらだめかなといったことを話したことがあって。当然悲しみの中でもしばらく何か月か経った時に、ちょっと笑うことも当然出てくるんですよ。でも、笑いを見せちゃいけない雰囲気、周りの世間かもしれない。でもそれは気にし過ぎかもしれないですけども、そういった目があるのを他の被害者ご遺族の方から聞いたこともあります。何かそういった風潮があって、やはり皆さんの同情の目であったり、もしくは批判であったり、いろいろなものがあって、引越しをされたとか、そういったこともあります。でも被害者でも生きていく上で、多少の楽しいことも起こるだろうし、笑うこともあるけれど、笑ってはいけないんじゃないかということがあった。

私は、こうやって被害者遺族としてはいますけれども、何か代表では全くないですし、他の方はそんなことはたぶん全然できないような状況から私は動き出していましたので、他のご遺族の方の批判もきくとあるんじゃないかと思いつつながら、取材とか受けていました。

もしどんな批判があっても私は別に気にしないと決めて、覚悟を決めて顔も出しましたし、やはり自分が信念を持ってやることに揺らぐことはないって決意したことがあったんですね。

先ほどもお伝えしたように、被害者遺族ではあるけれども、私は兄の妹ではあるんですが、あまり被害者遺族という意識はほとんどしていないんですね。だから、こういったところに呼ばれる時も、もちろん被害者遺族ということで呼ばれていますけれども、私はあまりそこに意識を置いていません。

何かを伝える時に、取材とかテレビでよく受けますけれども、悲しいことをあまり伝えたいと思わないんです。ここではちょっと最初にお伝えしましたが、なぜかという、それを見た人がやはり悲しい感情になる。それは、必要かどうか分からないですけども、そんなことよりも、何かもっと元気になる、エネルギーになるようなことをやはり伝えていきたい、私は思ったんですね。

ですので、兄の妹であるということは言いますが、被害者遺族とは自分ではあまり言わないです。また、何かやっていく、こういった活動も含めてですけども、確かに被害者遺族として加害者の支援をするということに、やはり批判を思う方もいらっしゃると思います、ご遺族の中には。でもそれも本当に気にしないと決めてますし、相手が加害者であっても、被害者で

あっても、人間ということで考えれば、私は一緒じゃないかなと思っていて、いろいろな方のお話をずっと聞いてきましたけれども、その人が、その肩書とか、加害者とか、被害者とかが問題ではなくて、その人の中にある本当のその人を見ることが、その人が生きていく上で大事なことなんじゃないかなとすごく思うので、あまり何かをやったからとかは、あまり考えずにいつもお話はお伺いしています。

●**坂上委員** ありがとうございます。

●**井田座長** 他にございますか。戸松委員、どうぞ。

●**戸松委員** 戸松と申します。浄土宗の僧侶で坊さんです。お話をお伺いしていて、得度されて、ちょっとプライベートなことなので、あまり具体的にお答えなさらなくて結構なんですけれども、こういう何か災害に遭われたり、不慮の死に直面したり、非日常的なことが起こった時って、いろいろな人によって、それに対する対応の仕方は違うと思うんですが、そういう中で得度されて、先ほどお坊さんになったら何か話が聞いてもらえるかなというお話があったんですが、そういうことは具体的にやはりどなたかのお坊さんとの出会いがあって、お話の内容からするとまさに仏教の教えのことを具体的に非常にお話になっていたの、そういう意味では何かそういう人との出会いか、あるいはそういう仏教書を読んで、それでやはりそういうことをやろうと思われたのか、その辺をちょっとお話いただければと。差し支えなければです。

●**伸子さん** 私、もともと神道が大好きで、神道の勉強をしていたんですけども、その寄り添うということが、たまたまなんか本で読んだことがあったんですよ。仏教と似ているし、何か取っておいても良いかなとちょっとすごい軽いノリでと言ったら申し訳ないですけども、このぐらいの年になって得度とか修行となると、本当の意味の神髓の仏教って教えてもらえないんですね、全く。お経を読むとか、作法をするとか、それだけなんです。あとは自分で勉強をするとか、好きな本を読んで、そこから学ぶということが大半で、私はいろいろな本を読むので、その中を集めて何か一つの、仏教というよりも全部まとめて一つのものにして、お相手の人が話をする時に、この人はこの話が良いかなとかいうので、何かあまり区切らずにお話ししていただければ良いかなと思っています。

●**戸松委員** そうすると、例えばもし僧侶だということが、相談した方が来た時に、おそらくいろいろなお話を聞いて納得をしたり、悲しみが癒えたり、感じることで、それから非合理的ですけど、祈ってほしいとか、その人のために供養してもらいたいとか、そういうことがあったら、それはお受けするというか。

あとは、もう一つは、最終的には宗教者で包括宗教法人に属していると、教誨師の道があるんですけども、そのこともお考えでしょうか。

●**伸子さん** そうですね。頼まれたらするかもしれないですけども、でもなんか、あまりこだわりというものは持ってなくて、私は昔ながらのお寺をイメージしていて、何か話したかったら話しに行くような、何かごめんなさいね、嫌な言い方をしてしまったら申し訳ないですけど、お坊さんだから偉そうにしている人とか、すごく嫌いで、位はあるんでしょうけれど、何でこの人のために傘をさしているんだろうとか、何がこの人偉い、神様だったら良いですけど、神様じゃないし、人間だし、何かそういうのがすごい嫌なんですね。だから、そこを覆したくて何か昔の本当のお坊さんみたいなのをイメージして、なりたいたいと思っています。

●**戸松委員** ありがとうございます。なるべく傘をささないように。ありがとうございます。

●**井田座長** ありがとうございます。時間が参りました。滋味掬すべき講話を伺ったような気

がいたします。今後における懇話会の議論にも大変参考になるお話、話題をいくつも提供していただいたと考えております。本日は、ありがとうございました。

② 報告：坂上香委員

●井田座長 それでは、同じテーマであります「処罰感情と被害者の支援の在り方」について、坂上香委員からお話を伺います。お願いします。特にご紹介する必要もございませんのでご紹介はいたしませんけれども、プレゼンをお願いいたします。30分程度におまとめいただければ幸いです。

●坂上委員 よろしくをお願いします。

今、伸子さんのとてもパワフルなお話を聞いた後に動揺しているのですが、今日お話しするのは、被害者の回復から見た死刑と終身刑です。

私は1990年代から30年間、加害と被害のサイクル、そしてそこから脱する方法というのを米国で起こっていることを中心に考えてきました。主に映像を作り、見せる、語り合うという方法によってです。

その原点に死刑に対する疑問というものがありませんでした。これほど象徴的で矛盾を抱えて残酷な制度だと気がつく機会が私には大学時代にあったんですね。本日は、先月2週間余り調査を行ってきたアメリカのカリフォルニア州の現状も交えながらお話をさせていただきます。スライドを読み上げますね。

「犯罪被害者遺族が必要としているのは、刑事司法よりも心理的、宗教的、社会的支援システムだ。」スーザン・バンデス。被害者遺族の方と少しでも時間を過ごしたことがある方はお分かりだと思いますし、先ほどのお話でも明快なように、司法が全てではないということです。むしろ、事件の後を生きていかれる遺族にとっては、司法以外の要素が非常に重要で、しかもこの社会には、必要な支援が不十分であると感じてきています。

今日は、被害者の回復という観点に目を向けて死刑について考えていきます。また、死刑の代替刑として、仮釈放の可能性がない絶対終身刑の導入についても、日弁連では検討されているようなので、後半では終身刑についても取り上げたいと思います。

「殺人事件における『被害者』とは？」ということで、殺人の場合、直接の被害者は死去しているため、遺族が被害者として扱われることが通常です。日本では、被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹というふうに刑法209条の2と極めて限定されています。

被害者の家族といってもその関係性は様々です。例えば長年疎遠だったり、不仲だったり等、必ずしも親密良好であるとは言えず、血縁とか、法的関係がない人のほうがより親密で、より深刻な影響を受ける場合もあります。

ですから親族に限定してしまうと、支援を受けられない人々が出てくると。こういった被害者と認識されていない人々のことを、Invisible Victimsとか、Hidden Victims、目に見えない被害者とか、隠された被害者という言い方がなされます。心理の領域では、「公認されないグリーフ」を抱えた人々と呼ばれます。グリーフというのは、悲嘆、死や喪失を悲しむことを意味します。

英語ではDisenfranchised Griefと呼ばれますが、Disenfranchisedというのは権利を剥奪されたという意味なんですね。公に認められない、社会的に認められない、公表しにくい死別を経

験したことで、悲嘆する権利を剥奪されている人々だと言えます。

では、死刑をめぐる「公認されないグリーフ」を抱えた人々とは、どういう人のことでしょうか。例えば、被害者像にそぐわない遺族です。殺人によって愛する人を失ったにも関わらず、適切な支援を受けられない近親者、例えば LGBTQ のパートナー、特定の職業の方、特殊な状況での殺人、死刑に反対する遺族などです。死刑がある社会においては、死刑囚の家族で、親族を処刑された、これから処刑される加害者の親族も、この公認されないグリーフを抱えた人々に当てはまります。

その他の関係者としては、遺族や死刑囚に関わる支援者や友人、刑務官、特に死刑囚の担当者、死刑執行人などです。あと司法関係者でも、死刑囚の担当になった弁護士、執行に関わる教誨師や医療者、執行に立ち会う検察官なども、そこに当てはまります。

それから、これは意外に思われるかもしれませんが、死刑囚も当てはまると考えられます。先ほどの伸子さんのお話でもありましたが、犯罪を犯した人は過去に、虐待、貧困、差別、偏見によって、社会的排除に遭って尊厳を奪われた人々、すなわち過去の被害者だとも言えますが、一般にはそうは見られない。また、死刑囚は死刑という方法によって命を奪われることで、人知れず苦悩しているという点でこのカテゴリーに入ると考えられます。

今、見てきたように、殺人によって大きなダメージを受けて、苦悩しながらも被害者として認識されていない、支援のニーズを抱えているのにも関わらず、受けられない人たちがたくさんいるということを認識する必要があると思います。

欧米諸国では、最近被害者という言い方を「共被害者 co-victim」とか、「殺人のサバイバー homicide survivor」とか、「殺人で近親者に先立たれた人」、「殺人被害者の家族及び友人」など、殺人事件の遺族を配偶者や直系の親族に限定しない、より包括的な呼称が使われるようになってきています。

殺人の場合、被害者遺族に加害者家族も含むべきであるという見解も広がっています。親族が人を殺した衝撃に加え、加害者の家族も遺族同様の体験をすることや、身内や知人間の殺人も非常に多いからです。被害側と加害側が単純に分けられない場合も多いわけですが、本来はサバイバーとか、事件に影響を受けた家族や友人と呼ぶのが望ましいのですが、日本ではまだ一般的ではないので、今回は、被害者とか遺族と呼ばせていただきます。

『被害者の回復』をめぐって」に移ります。ここでは、アメリカの同時多発テロとして知られる 9.11 をきっかけに生まれた STAR という団体の考え方と図を使っていきます。STAR というのは、「トラウマの意識化とレジリエンスのための戦略」プログラムという団体の略です。

2017 年に、私自身が「シリーズ刑事司法を考える」という岩波書店から出版された本の中で、この図を紹介していたので、その時作った 2 つの図を使っていきます。

ただし、2 つの図は全ての人に当てはまるわけでもないですし、順番が入れ替わったり、逆になったりみたいなことは起こるので、この図のとおりに進むわけではありませんので、それはお知り置きください。

まず、「被害者サイクル」と呼ばれる図を見ていきたいと思います。時間がないので、ざっくりいきますね。例えば、最初に殺人事件というトラウマ体験が起こります。被害者には様々な症状が起こっていきます。例えばショック、いろいろな感情を抑圧してしまうということとか、サバイバーズ・ギルト、すなわち自分だけ生き残ったことへの罪悪感など。また、報復の幻想という加害者に対する報復心が生まれます。遺族全員が体験するわけではありませんので、それは繰り返

返しお伝えしておきますが、一般にこういう傾向が見られるということです。これが、被害者サイクルと呼ばれるものです。

次に、「加害者サイクル」という左側の図を見てください。被害者サイクルの途中のほうで報復心が生まれるという話が出てきましたが、この辺りから左側の加害者サイクルに移っていくという考え方です。

これも時間がないのでざっくりいきますが、例えば、自分が受けた被害を理由に、自分と同じような考え方をしている人たちを「私達」とみなして、それ以外の例えば加害者、加害者の家族、加害者と同じようなことを考えている人など、加害者を擁護しているように見えるような人を「彼ら」というふうに認識していくとか。自分たちは善人で、それ以外の人は悪い人と、他者化していくわけですね。他の人たちを非人間化して行って、相手をどう扱っても良いと暴力の正当化を行う。他人を犠牲にして自分のニーズを満たしていこうとする。そうしたことを制度化していったり、今ある不正義の構造を促進していこうとするような姿勢ですね。こういうような精神状態にあることを「加害者サイクル」と STAR では呼びます。この両者を合わせて「暴力のサイクル」と呼ぶわけですね。ある人はこの「被害者サイクル」から「加害者サイクル」に移ってしまったままだったり、この両方を体験される方も多いのではないかというのが STAR の考え方です。

実は、さらに包括的な全体図があって、「被害者の回復」と呼ばれています。その中のこの一番下の最初の段階、「サイクルを壊すこと」という、ここの段階に先ほどご紹介した「暴力のサイクル」というのが来るんですね。

次に、これもざっくりいきますが、この段階を脱出することができたら、すなわち被害と加害のサイクルを壊すことができたら、次は、「認識」の段階です。簡単に言うと、自分の受けたことを受容して、そして悲しむことが十分にできるようになる段階ですね。

次が、「つながり直し」の段階。事件によって、被害者遺族の多くの方が自分自身も喪失してしまったり、家族など周りとの関係も、コミュニティとか職場の関係性も、友人関係も切れてしまうみたいな、断絶したような状況が、事件後に多く見られます。事件を受け止め、悲しむことができるようになって、ようやく「つながり直し」が起こっていきます。そして、最後が「和解」という段階。「和解」というのは法的な示談を意味するのではなく、また、何か明確な解決に到達するわけでもなくて、事件と折り合いをつけていくということです。

ダルク女性ハウスという薬物常用者回復施設の代表者の上岡陽江さんが、「回復とは回復し続けること」というふうにおっしゃっているんですが、これもとても似ていると思うんですね。和解とは和解し続けること、折り合いをつけていくこと。生きていく上で、そういうプロセスを目指していくみたいな図になります。

この図のサブタイトルに「暴力のサイクルを壊す・レジリエンスを育む」とありますが、「暴力のサイクルを壊す」というのは、最初の段階のことですね。レジリエンスというのは、跳ね返すという意味の言葉ですが、ここでは回復力とか、直面する問題に対応していく力というふうに解釈します。こうしたことを育んでいくことが、被害者に必要なことだと考えられているのです。

簡単に言うとサイクルを壊す段階、認識の段階、つながり直しの段階、そしてその先にあるのが和解ということです。次に行きます。

次は、被害者がこの回復の途につけないケースを見ていきたいと思います。これは、私が独自に名付けたんですが、「被害者の非回復」の図です。暴力のサイクルに留まってしまっていて、外に出られない状態にある被害者遺族です。認識の段階にも行けない。つながり直しの段階にも行

けない。ですから、和解の途につけないということになります。

暴力のサイクルを壊せないとその先に進むことが難しくなると。暴力のサイクルに留まったままの被害者遺族も、少なくないのではないかと察することができます。苦しみが長引き、複雑化する危険性もあります。病気、メンタルヘルス、人間関係の問題などが見られます。

では、どうしたら良いのか。先ほど伸子さんは、支援はいらないとおっしゃっていましたが、一方で、海外では、頼まなくても必要な支援があるという状況もあるというお話もされていましたが、支援の選択肢が存在することが重要なんだと思うんですね。

支援の中には、人間関係で友達に助けてもらうとか、寄り添ってもらうとか、そこにいてもらうだけでも良いかもしれないのですが、それも含めての支援ですが、いろいろな段階で必要な支援というのは変わってくると思うんですね。その時々々の支援があれば、加害者サイクルの早い段階、もしくはそこに行く手前の段階で、暴力のサイクルを抜け出すことができるのではないかとということですね。

その次の段階でも支援がちゃんと存在していて、これは理想像ですけれども、こういうふうになっていくと、和解の途につくことができるのではないかと。ということは、暴力のサイクルから抜け出すことが非常に大事であると。その第1段階ですら、司法が果たす役割は一部に過ぎないということが分かると思います。より早い段階から、安全確保と必要なサポートが受けられるかが鍵になる。柔軟で長期にわたる包括的なケアの必要性が見えると思います。

では、これを死刑が存在する社会に置き換えて考えていきたいと思います。これも私が独自に考えたのですが、死刑が解決策と思いつくことによって、被害者の中には苦しみ・憎しみが増幅し、維持されていく方もいるのではないかと。死刑があることによって支持、不支持が被害者を分断するという状況も見られます。

片山委員が以前もおっしゃっていましたが、被害者団体の中には、死刑の意見が違うということを出て行かざるを得ないとか、排除されてしまうというようなことが実際に起こっています。私の知人にも、死刑に反対ではあるけれども、絶対に団体では言えない、もしくは団体を辞めざるを得なかったという方たちが何人もおられます。被害者遺族の分断を起しているわけです。

死刑の存在自体が、被害者を暴力のサイクルにとどまらせ、回復を妨げるリスクなのではないか。実際に社会学者のサンドラ・ジョイが調べたところによると、死刑囚の子どもの62%が非行やメンタルヘルスの問題を抱えています。彼らは先ほど申し上げた「公認されないグリーフ」を抱える被害者だと言えますが、死刑囚の子どもの半分以上の子たちが深刻な問題を抱えるということが、数でも明らかになっているわけですから、死刑という制度が新たな被害者を生んでしまっていることは否定できないのではないのでしょうか。

次にこれを死刑囚に置き換えて考えてみます。これも私がアレンジしたのですが、例えば、この凶自体は、先ほどの「被害者の非回復」と同じ凶です。アメリカの死刑囚37人に対する調査を行ったLisakという精神科医がいるんですが、彼によると幼少期の虐待については、ネグレクトが100%で全員に共通していました。それから身体的虐待が95%、面前DVも含めた暴力が84%、そして性的虐待が60%、それから3世代にわたる虐待、アルコール・薬物使用も非常に顕著です。

彼らがそもそも被害者であったということは明らかではないかと。死刑囚は、もともとこの①「暴力のサイクル」にいて、多くがやはり被害を受けているわけですよね。そういう意味では、「被害者サイクル」から始まり、「加害者サイクル」に入って、そこから出られない人たちなのではないかと。ですから死刑囚には、むしろ更生の機会を与えて再犯防止として、「暴力のサイクル」

から脱出する策を模索すべきなのではないかと私は考えます。

次に移ります。「死刑廃止を求める被害者の声と活動」ということで、アメリカには国家による殺人である死刑を望まない犯罪被害者遺族による死刑廃止運動というのがあります。ジャーニー・オブ・ホープという試みなのですが、1993年から現在まで行われています。基本的に死刑のある州を当事者とサポーターの3人組で回り、学校や教会、公民館などを回って州の住民らと対話をしていくんですが、何と被害者遺族と死刑囚の家族が共に対話に参加するんですね。

私は、1996年のバージニア州の旅に参加しました。60名が参加していきまして、それに同行して番組化したんですが、何と20年後の2016年にこのバージニア州は死刑廃止に至りました。バージニア州というのは、非常に死刑支持が強い南部の土地柄で、20年前に撮影をした時も、取材が終わった直後ぐらいに死刑の執行があったんですね。だから、当時は、死刑が廃止になるなんて想像できなかったのですが、20年後には廃止されたんですね。ジャーニー・オブ・ホープの影響があったかどうかは分かりませんが、そもそも被害者と死刑囚の家族と一緒に旅をするなんてことが、どうして可能なのかということをやっと考えたいと思います。

一般的な理解だと、被害者遺族というのは、被害者側ですよ。死刑囚の家族というのは加害者側ですよ。両者是对立関係にあると考えられるわけですよ。ところが、ジャーニー的な理解では、被害者遺族と死刑囚の家族は対立関係ではない。被害者遺族のほうは「個人に殺された遺族」ですね。死刑囚の家族は「国家に殺された遺族」というふうに捉えることができ、同じ被害者遺族である、もしくはニアリーイコール、似ている立場であると彼らは考えるんですね。

例えば、このジャーニーの参加者の1人、アンさん。彼女は娘を殺されて、迷宮入りした事件の遺族です。最初は、自分の手で犯人を殺したいという報復心に駆られていました。その後、「子どもを殺された親の会」という自助グループに参加して、そういう気持ちを吐露されていました。3年後に、息子さんも自死で失うというとても悲しい体験をされた方です。

2人目のジョージさん。彼は妻を殺された遺族で、かつ彼自身も怪我を負っているんですね。にもかかわらず、妻殺しの容疑で彼は死刑求刑をされて、2年半服役をしました。その後、冤罪が証明されて釈放された冤罪被害者でもあります。

彼にはお二人のお子さんがいるのですが、この2年半の服役期間中は親戚の元で面倒を見てもらって、出所後一緒に生活し始めるんですが、ジョージさん自身が精神的な問題を抱えてしまって、子どもの面倒が見られない。それでその後また子どもは親戚の元に預けられてバラバラに育ってしまうという、多くの冤罪の人たちが体験している家族離散を彼も体験しています。75歳になるんですが、いまだにアクティブなメンバーで、各地のジャーニーに参加されているようです。

もう一人がバーバラさんです。彼女は、死刑囚だった息子を持つお母さんです。過去形なのは、息子さんは減刑されて終身刑になったからです。彼女自身、息子さんが子どものころにDVの被害を受けていたので、息子さんは面前DVを体験しているわけですね。2012年に死刑執行予定だったのですが、死刑執行を求める公聴会というのがあって、以前アメリカの場合は、スーパー・デュー・プロセスの話が出ましたが、執行する直前まで、本当に死刑執行して良いのかという検討がされます。公聴会とかが開かれるんですよ。彼の場合もその公聴会で、何と執行予定の1週間前ぐらいですよ、明らかにされていなかった事実があったということで、委員会の5人のうちの4人が事実を認めた。それから知事も認めたということで、彼は終身刑に減刑されました。その鍵になったのが、長期的な性被害を含む過酷な虐待被害を彼が受けていて、それが公判段階で全く出てこなかったということです。

バーバラさんは、他の死刑囚の家族も個人的に支援しています。何でそんなことまで彼女がするかというと、アメリカでも死刑囚の家族には支援がほとんどないんですね。加害者の家族を支援する民間団体はあって、死刑囚の家族も支援対象に含まれたりはするんですが、実際はアクセスしづらく、行政系の支援はないに等しいのです。

ジャーニー・オブ・ホープの取材から感じたことは、死刑廃止は、すなわち加害者に死を求めないということは、事件を忘れることでも、加害者を許すことでもないということです。参加者の多くが、死刑以外の刑罰や処遇、あるいは対話、裁判では明らかにならなかった問いへの答えを求めています。たとえば修復的司法等という考え方があります。犯罪というものを損害というふうに捉え、その損害を受けた被害者を中心に置いて、被害者と加害者と、それからその両者をめぐる関係者、コミュニティの人たちで対話をしていくアプローチ。被害者が亡くなってしまった場合は命は蘇らないので修復不可能なわけですが、より望ましい状態を皆で作っていかうとする、そういう試みです。その修復的司法を求めている人もたくさんいました。

ジャーニーの参加者は加害者を許した人だと思われがちなのですが、逆に、加害者を「許した」という人には、私は2人ぐらいしか会ったことないです。むしろ「許した」という人は少ないです。死刑に反対することと許しは、実はあまり関係がないと思います。

死刑に反対する理由は様々です。事件直後は、やはり加害者に死を求めたり、自分の手で殺したいと思っていた遺族が少なくない。ジャーニーに参加している人たちは、セラピーとか、カウンセリングなどの治療や自助グループへの参加などで、そうした感情と向き合ってきたというか、回復してきた人が多いんですね。加害者や処罰に対する遺族の考えも変わるということを感じました。死刑執行後に死刑反対になったという遺族にも出会いました。死刑で事件に幕を閉じられると思っていたけれど、そうではなかったと気づいたからだと言っておられました。

また、死刑反対を理由に、意見陳述を認められないというような不公平な扱いを受けたり、親族間でも死刑をめぐる意見の違いで、いざこざが起こって、分断が起こっているということも感じました。

では、死刑の代わりに終身刑を導入すれば良いのだろうかと考えたときに、アメリカの事例をちょっと紹介したいと思います。スライドの5番「死刑の終焉と終身刑受刑者の大量釈放：カリフォルニア州で起こっていること」。全米の死刑についてはカバーする時間がないので、Death Penalty Information Center のサイトの Factsheet をご参照ください。ちなみに、この DPIC には、すさまじい量の死刑に関する情報があります。日本には、こういう場はありません。そもそも法務省が死刑に関する情報をほとんど公開していないからです。

カリフォルニア州のギャビン・ニューサム知事の言葉を読み上げます。「私たちの死刑制度は、どう考えても失敗だ。精神障害者、黒人や有色人種、高額な弁護士料を払えない被告人を差別してきた。死刑制度は、治安上の利益にも、抑止力にもならない。何十億ドルもの税金を無駄にしてきた。何よりも死刑は絶対的だ。人為的なミスがあった場合、取り返しのないことになる。」ニューサム氏が知事になってから、特にカリフォルニア州の法律が変わって、死刑や終身刑をめぐる動向に大きな変化が見られるんですね。

死刑については、2006年が執行の最後で、18年間執行がない状態が続いています。2019年、ニューサム知事の就任と同時に、彼は行政命令で死刑執行停止、致死薬注射プロトコルの廃止、プロトコルとは手続の廃止、それから刑場の即時撤去命令を出したんですね。全米最大の死刑囚監房がサン・クエンティン刑務所内にあるんですけども、これも閉鎖しました。それから、もち

ろん刑場も撤去しました。

今現在、起こっていることは、死刑囚を一般舎房へ移送させることです。死刑囚が現在 471 名いるらしいんですが、州内の他の刑務所に移送中だそうです。4月4日の LA Times を読んだところ、男性死刑囚 100 名以上と、女性死刑囚 20 人全員が移送済みということで、それから 3 か月以上経っているので、全員移送され終わったぐらいではないかと。

こうした動きに反対する被害者遺族ももちろんいるわけですが、今までと違うのは、メディア報道です。以前は、被害者感情に立脚したものでセンセーショナルなものが多かったのですが、最近では、制度の問題を多角的に報道する傾向が強まっています。

「絶対終身刑は死刑と同様、受刑者の人間性を否定し、更生の可能性を諦めてしまう。それは進歩とはいえない。」サンドラ・ジョイ社会学者とありますが、全米の終身刑については、また民間団体が犯罪政策の提案をする Sentencing Project というのがあります。最後の文献資料のところにも 3 つぐらいリンクを貼ってありますので、それをご参照ください。

終身刑というのには、アメリカの場合ですが、大きく分けて、2 つあります。1 つは無期刑、日本の無期懲役に当たるもので、釈放の可能性のあるものです。2 つ目が、絶対終身刑で釈放の可能性がない、LWOP と呼ばれるものです。全米の 2 つ合わせて、終身刑は 20 万人を超えています。2 つ目の絶対終身刑だけでも 5 万 5000 人もいるんですね。日本の総受刑者人口が 4 万人ぐらいですから、それ以上の絶対終身刑とその 4 倍ぐらいの無期刑がいるということですね。

ただし、今、大きく動きが変わっています。特に少年への絶対終身刑というのは、半数以上の州、31 州と聞きましたが、禁止になっています。若年受刑者は、脳神経学的に発達の上にあるという理由からだそうです。2012 年以降、18 歳未満の終身刑受刑者が 44% 減少しているので、かなり減っているということが言えると思います。

今まで Juvenile というのは 18 歳未満だったわけですが、アメリカでは、それがちょっと早過ぎるのではないかと。脳神経科学的に見ても 26 歳未満までは成長する。だから、ユースというチームでくくり、若年層まで含んだ形で早期出所を推し進めようと、そういう傾向が今、強まっています。

そもそもカリフォルニア州は受刑者数が多くて、刑務所の過剰収容問題が常にあったのですが、連邦最高裁から 2 年以内に収容者数を 137.5% 減らせと命令を受けました。4.6 万人です。すごい数ですよ。被収容者の身体的、精神的健康を害する状況が、修正 8 条の権利の侵害に当たるという理由からです。

州知事は考えたわけですね。これをどうやって達成しようと。2011 年に同州は、公共安全再編成法 Public Safety Realignment というのを導入して、3 年で 4 万人釈放しました。その中に終身刑の人たちもたくさん含まれているんです。以降、年に 1000 人単位の終身刑受刑者が釈放されるという状況が続いています。

カリフォルニア州の場合は、23 歳までに長期刑を科された若年層は、刑期に関わらず、15 年から 25 年服役した後に早期釈放の可能性を与えるということで、これは上院法 SB261 によって定められました。

この法改正によって、若い時に終身刑を科されたたくさんの人たちが釈放されています。そして釈放条件として、更生への努力を非常に重視しているんですね。釈放の有無については仮釈放委員会が決めるのですが、そこで、更生のためにどれだけ努力してきたかを語られますし、それを証明する資料も求められ、仮釈放委員会が審議する。公共安全再編成法ができてから 10 年余

りで、更生プログラムの充実が進んだと思われます。

後で当事者のインタビューを聞いていただきますが、そこからも感じられます。トラウマの影響とか、それに対するトラウマインフォームドケアとかを本人たちが知って、自分たちの行動を改善していくというようなこととか、被害者理解、先ほど紹介した修復的司法とか暴力に関するプログラムとか、ギャング離脱プログラム、やはり特に若い人たちは、ギャングに所属している人たちが多くいますよね。だから、どうやってそこから抜けるかというようなプログラムも充実しているようです。

その中の1つのプログラム、私自身が30年間関わってきたアミティという団体について紹介したいと思います。この7月に調査のため、2週間ほど滞在していました。1981年に、当事者、服役体験のある2人と活動家が始めた社会復帰施設です。人間的成長を目指す回復共同体 Therapeutic Community と呼ばれるものを運営しています。これは、日本の島根あさひ社会復帰促進センターにも導入されています。

刑務所では、1990年にRJ ドノバン刑務所の中で実験的に始まりました。効果検証の結果が非常に良好で再入所率が非参加者と比べて3分の1以下に抑えられています。このプログラムはすごい勢いで広がっていて、現在州内のほぼ全ての刑務所で活動をしています。

7月に訪れた一つが、そのアミティが運営している終身刑仮釈放者向け社会復帰施設です。ここは、2018年にLAに開設された男性の施設です。女性の終身刑者向け施設がないのは、女性は男性に比べて少ないのと、一般の女性出所者向けプログラムが別にアミティにはあるので、そちらのほうに女性の終身刑仮釈放者たちは暮らしています。

実はカリフォルニア州では、終身刑で釈放された場合、半年から1年間、社会復帰施設での生活が義務化されているんですね。延長も可能で、2年ぐらいまでは居られるそうです。

このプログラムは、60名居住可で、現在50名の元終身刑受刑者がいます。開設以降の6年間でなんと720名が参加しています。彼らの服役期間は、大体20年から30年、私が会った一番長い人で40年余りです。更生プログラムを受けながら通勤・通学可ですが、出所直後の3ヶ月は基本プログラムに集中します。刑務所暮らしが長い彼らには、外での生活に慣れる必要があるからです。ただし週末は帰宅、外出、家族の訪問を奨励しています。就職斡旋団体とか住居プログラムとの連携も行っています。

今回インタビューをして驚いたのが、ほとんどの元終身刑の人たちが、奨学金をもらって大学に在籍していたことです。刑務所では教育に力を入れていると聞いてはいましたが、刑務所の中で3つも4つも学位を取ったという人たちがいたことにはとても驚きました。

スタッフですが、12名のポストのうち、今9名しかいないので、欠員3名なんですけど、何と9名全員当事者です。うち6名が元終身刑の人たちです。左上に写っている写真の男性全員が元終身刑受刑者。この中の3名は、奨学金をもらって修士課程で勉強をしながら、スタッフとして働いています。

アミティでは女性の当事者スタッフも積極的に雇用していて、ディレクターは右端の女性です。キッチンで働いている人たちやシェフはパートタイムですが、彼らも皆当事者です。こうしたスタッフの研修などもとても充実しています。スタッフ自身が当事者である場合が多いので、幼少期のトラウマに光を当てたケアを受けることになっています。スタッフが自分の傷を手当てできていないと、他の人にその傷を転移させてしまうと考えられていて、スタッフもケアを受ける必要があるということを皆が認識しているからなんですね。

私は、終身刑受刑者のワークショップにも参加してきました。今回は時間がないので詳しくは紹介できないですが、アミティでは毎月1回、1週間のワークショップを開催しています。テーマはその時々で様々なんですけど、今回は、アートと更生という面白いテーマでした。映像を見てディスカッションをするみたいなことを毎日やるんですけど、その中に草間彌生さんのドキュメンタリー映画があって、皆で見て、意見を言い合うという非常に興味深い場に立ち会うことができました。

今日は、この施設に暮らす2人分だけインタビューを皆さんに聞いてもらおうと思います。音声と写真だけのインタビューです。彼らの情報については、あとで読んでください。今から動画を見せます。

マイカさん、36歳です（動画）。

次は、エリックさんです（動画）。

彼らが、刑務所にいる間に非常にたくさんのプログラムを受けて変容を遂げてきたということと、当事者の力、それは終身刑の受刑者もそうですし、あと被害者の人たちの力からもすごく影響を受けているということが分かったかと思います。

まとめとして、死刑は、被害者のためと一般的には思われているようですが、被害者の回復をむしろ妨げているのではないかということ。それを考えていただきたいなと思いました。

アメリカでは死刑、絶対終身刑ともに廃止に向かう動きが加速しています。とりわけ若年層に機会を与えようという傾向が強く、先ほど触れた Sentencing Project では、絶対終身刑を廃止して、服役期間20年以上の無期刑というのを提案しています。

回復には、被害者、加害者各々への支援や更生プログラムが不可欠であることを、今回の出所者の聴き取りからも実感しました。14人の元終身刑受刑者のインタビューを行ったのですが、ほぼ全員が刑務所の中で何らかのプログラムを受けていて、なかには40を超えるプログラムを受けたという人までいました。彼らは外の世界にいる私たちなどより感情、トラウマ、犯罪、被害者についての理解があり、関係性の回復については、知識も体験も積んでいると感じました。

そして死刑のない、なくす努力をする社会というのは、被害者支援や加害者の更生に尽力している社会なのではないかという思いを強くしました。以前、矢野先生からお話を聞いた北欧社会もそうでしたよね。犯罪被害者だけではなく、被害を受けた人全般に福祉政策が浸透しているということ。

加害者の更生で言えば、カルフォルニアでは、今、死刑廃止と更生教育への転換が、大きくうねりのように起こっています。アミティは、40年以上前からまさにこうした人たちへのサポートをしてきているのですが、そうした長年の努力が今、実を結びつつあると感じて、深い感銘を受けました。私は、20年前に「ライフアーズ」という映画を撮って、終身刑受刑者の人たちの現状を映画にしたんですけど、その時と20年後の今があまりにも違うので、本当にびっくりしました。

さらに言うと、死刑廃止のためであっても、回復・更生の機会を奪う絶対終身刑は、私は導入すべきではないと今回も感じました。

それから、これは懇話会でも繰り返し指摘されていることですが、死刑囚や死刑制度に関する調査や情報開示というのも、本当に必要不可欠だと思います。日本では、メディアも研究者も死刑に関する情報にアクセス不可状態であること自体が、本当に問題だと思います。

私のプレゼンは、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

●井田座長 ありがとうございます。

(3) 死刑の代替刑の在り方について

●井田座長 本来、坂上委員のお話をめぐってディスカッションを行うべき時間なのですが、もう1つ、「死刑の代替刑の在り方」という重要なテーマが残っております。あと10分しかありませんので、小田先生、10分間で大丈夫でしょうか。小田先生には、大変申し訳ございませんけれども、10分プラスアルファぐらいで、何とかまとめていただけますでしょうか。次のご予定がある方は、途中でどうぞご退出いただいて結構です。では、小田先生、よろしくお願いいたします。

●小田弁護士 報告します。弁護士の小田でございます。本日は、日弁連が提案している代替刑についての報告をさせていただいております。それでは、資料のほうから説明をさせていただきます。

まず、日弁連において代替刑の検討をしているというのは、これは福井宣言の中で一応検討すべきであるということ述べているということでございます。福井宣言の中では、罪を犯した人の中には、その時点のままの状態であれば、社会に絶対に復帰させるわけにはいかない人も存在するだろうと。ただ、その中で無期懲役の方ですけれども、仮釈放が認められず、刑務所内で死亡している受刑者も、仮釈放される数以上に存在しているといったことも、確認する必要があるだろうということ述べています。

仮釈放に関する数字的なものは、2ページ、3ページのほうに法務省の報告をまとめております。それをご覧ください。結局、仮釈放というのが10年で可能になっている←わけですけれども、福井宣言においては、15年とか20年、あるいは25年というふうに仮釈放の期間を延ばすべきだという重無期刑制度、これを一つ検討するべきではないかということ挙げています。

ただ、この重無期刑制度では、やはり社会に出てくるということがありますので、死刑廃止後の被害者の応報感情とか、一般市民の処罰感情、これを満足させることができないのではないかと。だとすると仮釈放のない終身刑制度の導入も検討する必要があるのではないかとというのが、福井宣言の中で代替刑について検討する必要性ということで述べております。

代替刑について検討した中身について報告させていただきます。

まず、現行の刑法自体どうなっているかというと、これは刑法改正がありましたけれども、死刑を削除したら無期拘禁刑というものになってきます。無期拘禁刑というものは、これが最高刑になるわけですから、従来、有罪であれば「被告人を死刑に処す」と言っていたものが、「被告人を無期拘禁刑に処す」というものになってくるわけですね。そこら辺が一般市民の皆さんの感情がどうなんだろうと思われるところでございます。

では、実際にこの仮釈放のない終身刑について、どのような点から検討したのかということですが、4つの視点で検討しております。1つは、現行刑法の刑種としての代替可能性の視点ということ。それから憲法適合性があるのかないのかという視点。それから条約上の視点。それからあと国民世論、世論調査の関係の視点。こういったものから検討しております。

まず、刑種の点でいきますと、4ページのところを見ていただければ、死刑が最高刑だと、これは社会復帰の可能性がありません。無期拘禁刑、これを最高刑だとすると、これは社会復帰の

可能性があります。これは10年経った時に仮釈放の可能性があるということです。

それから、提案している終身刑、これを最高刑だとすると、社会復帰の可能性はありません。これは新設することになります。法律制度上は、仮釈放の規定の適用を認めないというものになると思います。

それから、重無期刑、これを最高刑だとすると、これは社会復帰の可能性はある。これは先ほどの仮釈放の期間を10年というものを15年、20年、25年としているというものになります。

これから見ていくと、最高刑の在り方というのは、死刑制度と同様に国の制度の在り方としての検討で、死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方としては、刑罰内容として代替と言えるのかどうかという点から、先ほどの検討をしております。

重無期刑というのは、量的な面で言うと10年が15年、20年と延びるというものです。ところが、仮釈放のないものというのは、出られないという意味で、これは質的な差があるというふうに見ることができるのではないかとというのが、刑法の規定から見た検討でございます。

それから憲法適合性の点ですけれども、憲法36条では、やはり残虐な刑罰は禁止されていますので、仮釈放のない終身刑がこれに該当するかどうかということの検討をする必要があろうかとは思っております。

そもそも終身刑自体は、現行刑法にないわけですから判例でも争われておりません。現在争われているものというのは、仮釈放のある無期懲役刑、これに対して最高裁の判決が出ております。

最高裁の判決とすれば無期懲役刑は、残虐な刑罰には当たらないということを言っております。この判決自体、昭和24年12月21日に合憲判決が出ていますが、これは6ページのところですけれども、補足意見が少し付いておりまして、有期でなく無期であるからといって「現代文化社会観念に照らして許すべからざる残虐性を有するともいえない」と。「なぜなら、無期刑といえども、その執行中において恩赦、仮出獄、執行停止等を妨げられないからである」と補足意見では述べております。

そうすると、この仮釈放のない終身刑というのは、今の補足意見からすると一つは、仮出獄が妨げられないからということを行っている部分と抵触している部分があるということになります。

その他に、「残虐な刑罰」自体に関しては、これも判例が出たり、死刑合憲判決にも出ておりますけれども、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味する」と。「その時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合」は残虐な刑罰になる、と。残虐であるかどうかの判断は、国民感情によって定まる問題だというのが残虐な刑罰に対する最高裁の考え方でございます。

ということは、ここら辺のところを参考にしてみると、仮釈放のない終身刑、これは直ちに残虐な刑罰でないと言い切れないという可能性はあるのではないかと見ることは可能だろうと思えます。

それから、もう一つ条約上の視点ですけれども、これは国際的な見方ですけれども、まず世界人権宣言というのがありますが、これの第5条、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない」というのが、世界人権宣言です。

日本が批准しております市民的及び政治的権利に関する国際規約、これの7条、これも「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱若しくは刑罰を受けない」と規定しています。

日本はこの規約を批准はしておりますけれども、実は選択議定書を批准しておりませんので、

まだ通報制度は適用されておられません。ですから、将来適用されたらどうなるのかということは、ちょっと頭の隅に置いた上で、どうなるかを考えていったということでございます。

参考になるのが、ヨーロッパの人権条約、これが3条では、「何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱若しくは刑罰を受けない」という規定があります。この人権条約3条に関して、ヨーロッパ人権裁判所が、ウィンター対イギリス事件で判決を下しております。ここの中身を見ていくと、「無期刑に法律上及び事実上の減刑可能性があれば、条約3条の問題は生じない」と言っております。

ですから、法律上、事実上の減刑可能性がないような無期刑というのは、この非人道的な若しくは品位を傷つける刑罰になるというのが、ヨーロッパ人権裁判所の判断でございます。ということは、これの判断を参考にして、国際人権規約第7条も解釈をされてくる可能性があって、もしもそこで問題になると、これは違反するのではないかという通告が規約人権委員会のほうからなされる可能性はあるのではないかと、ということを入れておく必要があるのではないかと思います。

ここまでの、一応、法的な部分での検討ということですが、それからあともう一つ、どうして代替刑として提案する必要があるのかという理由の一つにはなってくるのですけれども、まず世論調査の中を見ていくと、これも皆さん数字はいろいろご存じだろうと思っておりますけれども、終身刑を導入した場合でも、死刑を廃止すべきではない、そういうふうに思っておられる方というのは、2014年の調査では51.5%、2019年の調査では52%になっております。

また、終身刑を導入した場合に死刑を廃止すべきだという人は、2014年では37.7%、2019年調査では35.1%という数字が出てきております。また、将来的に死刑を廃止すべきかどうかという点については、2014年、2019年どちらの調査においても、死刑をやむを得ないと考える人は50%を切っているという状況になります。80%といったものが、50%を切るような状況になっているということでございます。

こういった世論調査を見ていったときに、死刑を廃止するというのは、刑法を改正するというところでございます。そうすると、国会議員の皆さんのご理解もいる。その中で国民からもある程度理解を得たようなものの提案にしておかないと、国会議員の方もなかなか動きにくいのではないかと、そういう意味で、この世論調査を参考にした場合に、終身刑というものを一つ代替刑として提案するということが、理解を得る助けになるのではないかとということから、日弁連とすれば代替刑の提案として、仮釈放のない終身刑を死刑廃止と併せて代替刑として導入するということろを言っているわけでありませう。

ただし、この終身刑というのは、先ほども言いましたように、憲法上も、あるいは人権条約上も問題があるような制度でございます。どこに問題があったのかというと、法律上も事実上も外へ出ることができないということになっているのが非常に問題なんだと。だとすると、ここで一つ外へ出られるという可能性、これを残すために終身刑を無期拘禁刑、要するに仮釈放の適用のある無期拘禁刑、これに減刑する手続を設けたらどうかというのを、そうするとごく少ない可能性ではありますが、外へ出られる可能性もあるということで、憲法上あるいは条約上の問題もクリアできるのではないかとということ、実は終身刑の導入とセットで減刑手続制度を設けるべきだというのが、実は日弁連の提案ということになっております。

こういった少しでも外に出られる希望があるということは、受刑者にとってもほんの少しでも、光が見えるというようなことにもなるのではないかと、処遇上の問題にも少しは役立つのではない

かということも言えるのではないかとってはおります。

ちょっと時間をオーバーして申し訳ございません。

●井田座長 ありがとうございます。見事に15分でまとめてくださいました。せっかくですので、5分間だけでも質疑応答の時間をもちたいと思います。ご質問があれば、是非お出し下さい。どうぞ、片山委員。

●片山委員 3ページにあります、特に犯情悪質等の無期懲役確定者に対する刑の執行、これはいわゆるマル特無期ということでございますか。

●小田弁護士 そうです。

●片山委員 これは、噂ですけど、50年ぐらい出てこられないんじゃないかということをおっしゃってありますが、そういう予想でよろしいのでしょうか。

●小田弁護士 実際の中身は、私は調査しているわけではないので、こういうことが言われているというのは、報道があったりはしていることでございます。現実問題として、ちょっと3ページの上のほうで、仮釈放になっておられる方の人数等がどういう状況になっているのかというのは、お出ししている状況でございます。まず、昭和48年から平成18年ごろまでの間というのは、25年以内の無期懲役受刑者であっても仮釈放をされている。平成5年においては、12年以内でも仮釈放が認められた受刑者もいたという報告があります。その後、受刑開始後20年以内に認められた数も結構あったというのは、ここまでの実態でございます。

この依命通達、これは平成10年6月18日に出ているものでございますけれども、その後で見ていくと、平成16年の刑法改正以後、平成19年以後は25年から30年までの間の仮釈放のほうは認められているという報告はあるのですが、27年以降は、30年以内での仮釈放は認められている運用はなくなったという報告がされております。ここら辺を捉えていくと、無期懲役の事実上の終身刑化というふうに言われているのではないかと見ております。以上でございます。

●片山委員 ありがとうございます。

●井田座長 小田先生に対するご質問でも、また、前の坂上委員のご報告に対する質問でもかまいません。あと2分間ほどしかありませんが、よろしくお願ひします。

●佐藤委員 すみません、坂上さんへの質問で良いですか。カリフォルニア州の死刑をめぐる動向で1点だけ教えてください。ニューサム知事が非常にいろいろなことをやっているのは知っているんですけど、2016年に、確か死刑廃止の住民投票があって否決されたと思うんですが、そういう世論の変化というのは、2016年以降はどうなっているのでしょうか。

●坂上委員 ちょっと数が分からないんですけど、2016年というのはメルクマール的で、確か2016年に支持が50%を切ったという統計があります。その前から世論は結構支持が減っていったんですけど、さっき申し上げたように、報道の傾向も変わってきました。ニューサム知事がものすごい勢いで、今、刑務所改革を行っているんですね。ノルウェー式の刑務所にしていこうとして、刑務官の交換留学プログラムとか、刑務所自体もノルウェーの刑務所をモデルにした改築をし始めていたりして、そういう状況もメディアが報道しているので、市民は知っています。先ほど申し上げたように終身刑の人を単に釈放するだけではなくて、ちゃんとアフターケアもしているよと、実際しているわけですね。そういうことなども連動して、たぶん死刑に対しても、そもそも支持が減っていたので、支持はたぶん減ったままだと思います。そんなに上がってはいないと思います。ただ、死刑廃止にまでは至っていないというのも事実です。

●井田座長 他にございますか。よろしいでしょうか。もう予定の時間を10分ほど過ぎてしまい

ましたので、小田先生には、広島から来ていただいて大変申し訳ないんですけども、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。

(4) その他

●井田座長 では、川村先生のほうから次回以降の予定について、ご案内いただけますか。

●川村事務局長 はい、次回以降のご案内と、お諮りしたいことがありまして、少しお時間を頂戴したいと思います。次回は、8月29日、16時から今回と同じ場所、ここで予定をしております。その時のヒアリングにお越しいただく方は、ロングボトム英国大使とそれから死刑囚の処遇と執行の問題について、元刑務官の方にもお越しいただく予定になっております。それから、元法務大臣の千葉景子さんにもお越しいただく予定になっております。

その次なんですけど、9月11日と皆さんにご案内をしております。ここからは、皆さんに意見交換をしていただいて、提言書の取りまとめをと考えているところなんですけど、前回、中間の取りまとめということでご議論いただいた後に、多くの委員の方々から、「意見交換の時間が足りない」と、「エンドレスで議論をしたいんだ」というようなご意見も頂戴しました。そこで、これはご相談なんですけど、9月11日は、もうヒアリングは全部終わったという前提で意見交換のためだけの日にしておりますが、2時間半ではなくて3時間半とか4時間とかいう可能性もありつつ、途中で休憩を入れてということになりますけど、長く時間を取るということでご了承いただけるようであれば、そうしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。予定があつて、先に帰りますという方もいらっしゃるかもしれませんが、残っていただける方には、少し長めに議論していただくということよろしいでしょうか。

(日程調整に関するやり取りにつき省略)

ということで、とりあえずは、次回は8月29日、そしてその後の会議は9月11日をちょっと延長してということで、今日のところは終わらせていただきます。ありがとうございました。

●井田座長 ありがとうございました。私の議事進行の不手際で時間を相当に超過してしまい申し訳ございません。それでは、本日の会議、これで閉会といたします。ありがとうございました。

(第8回終了)